# ▶厚生年金に関する相談

厚生年金·国民年金の受給等に関する相談を受け付けています。

#### 港年金事務所

浜松町1-10-14 (住友東新橋ビル3号館) **☎5401-3211** ※共済組合等に加入していた人は、各共済組合でも相談できます。

# 税金

# 住民税(特別区民税·都民税)·森林環境税

税務課·

········· ☎ P.54参照

FAX3578-2634

#### 砂納めていただく人

(1)1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得のあった人 (2)区内に住所がなくても、1月1日現在、事務所、事業 所、家屋敷が区内にある人

#### ♪納めなくてよい人

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が一定限度額 (135万円)以下の人
- (3)前年の合計所得金額が条例で定める金額以下の人

#### ❷納め方

#### (1)納付(入)書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちよ銀行・郵便局、コンビニエンスストア※、モバイルレジまたは電子マネー決済(スマートフォン等による納付※)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

※30万円以下・普通徴収のみ

#### (2)納付(入)書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

### (3)口座振替

銀行・信用金庫・信用組合等の預金口座から自動的 に納めることができます(普通徴収のみ)。

記入・押印した□座振替依頼書を指定□座のある金融機関へ持参し、手続きをしてください。□座振替依頼書は税務課または各総合支所区民課窓□サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室に置いてあります。

また、Web口座振替受付サービスも利用できます。

#### **◇納税管理人の届け出**

港区内に住所等を持たなくなった人 (特に出国等) は、 住民税の納税義務を果たすために、納税管理人を定め て、申告する義務があります。

# 軽自動車税(種別割)

**说怒:理··** 

### ♦納めていただく人

その年の4月1日現在、軽自動車等を所有する人

#### ❷納め方

#### (1)納付書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、 ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ、地方税お支払サイトまたは電子マネー 決済等(スマートフォンによる納付)、税務課または 各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合 支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払い ください。

### (2)納付書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

# ▶軽自動車等の登録と廃車

新規登録、所有者の変更、廃車等は速やかに届け出て ください。使用しない車等をそのままにしておくと、いつ までも税金がかかります。

登録・廃車の窓□は次のとおりです。

原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)・ ミニカー・小型特殊自動車

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区総合支所は 相談担当)・台場分室

### 二輪の小型自動車・軽二輪

関東運輸局 東京運輸支局 品川区東大井1-12-17 ☎050-5540-2030

#### 軽自動車(二輪を除く)

軽自動車検査協会 東京主管事務所 港南3-3-7 ☎050-3816-3100



# 区税の減免

次のような人は、区長が必要と認めたときには減免が受けられる場合があります。

# ▶ 住民稅(特別区民稅·都民稅)·森林環境稅

(1)生活保護法による生活扶助等を受けるようになった人(2)失業または病気、災害等のため生活が非常に苦しくなった人(3)その他の特別な理由がある人

# ▶ 軽白動車税(種別割)

- (1)災害、その他これに類する理由により生活が困難となった人(2)生活保護法による扶助を受けるようになった人
- (3)心身に障害があって歩行が困難な人が車を所有し、自分で運転する場合
- (4)心身に障害のある人と生計を同じくしている人や身体 障害者等のみで構成される世帯の人を常時介護する 人で障害者のために運転する場合
- (5)その構造が、もっぱら身体障害者等の利用に供するためのもの
- (6)その他特別な理由がある人

# 納税・課税証明書の発行

住民税 (特別区民税・都民税)・森林環境税の納税証明書・課税証明書は各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)および台場分室で発行します。本人確認できるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)を持参してください。また、本人以外の人が請求するときは、本人の委任状と代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)が必要です。

郵便で請求する場合は、税務課税務係にご請求ください。 なお、郵便で請求する場合は、本人の委任状があっても代 理人による請求はできません。

コンビニ交付サービスでも取得できますが、事前の利用 登録が必要です。各総合支所区民課窓口サービス係へお 問い合わせください。

インターネットから電子申請を行い、取得することも可能です。スマートフォンとマイナンバーカードを利用し、本人確認を行い、交付手数料と返信用郵送料をクレジットカードにてお支払いいただきます。

※マイナンバーカードは、6桁以上のパスワード(有効な署名用電子証明書の搭載)が必要です。

#### 税の問い合わせ

-	類	内容	問い合わせ
1宝	록 税	課税・減免等について	税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8
Z		軽自動車税 (種別割) について	税務課税務係 ☎3578-2586~91
		特別区たばこ税について	税務課税務係 ☎3578-2586~91
		納税について	税務課納税促進係 ☎3578-2615~21、2626~33
都	税	法人事業税・法人都民税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、特別土地保有税等の申告と納税について	<b>港都税事務所</b> 麻布台3-5-6 ☎ <b>5549-3800(代表)</b>
Ŧ	税	所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の申告について	芝税務署 芝5-8-1 ☎3455-0551(代表) 麻布税務署 西麻布3-3-5 ☎3403-0591(代表) http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/ taxanswer/index2.htm

